

2019 年 3 月 26 日

歯科用貴金属の価格高騰に対する緊急対応を求める要請書

全国保険医団体連合会
歯科部長 新井良一

歯科鑄造用金銀パラジウム合金の市場価格が高騰し続け、歯科医療機関の経営を逼迫させ続けている。

しかし、1 月 16 日の中医協総会は、歯科用貴金属（金、銀、パラジウム）の素材価格の変動率が 5 %を超えなかったために、今年 4 月の随時改定は行わないことを決定した。

金とパラジウムの市場価格の上昇は最近の傾向ではなく、2001 年 3 月、参議院厚生労働員会で、政府参考人も「2000 年 2 月あたりから金銀パラジウム合金の市場価格が急上昇していると認識している」との見解を示している。その後、2000 年 4 月から半年ごとの随時改定が導入された。その後も歯科用貴金属価格が高騰し、医院経営に多大な影響を与えていたことから、2008 年 8 月の中医協において、診療側委員（歯科）も「歯科保険医療材料の安定供給を保障するために、6 カ月ごとに的確に改定が行われるための価格設定の方式の再検討を」と要望していた。2010 年には、金銀パラジウム合金の市場価格への対応策として 10%だった変動率は 5%へと引き下げられ、より臨床実態に見合う対応が図られてきた。

根本的な問題点は、（１）歯科医療機関は金銀パラジウムの「合金」としての市場価格で購入しているのに対し、2 年に一度に行われる診療報酬改定では、その合金の市場価格を調査し告示価格に反映するが、6 カ月ごとに行われる随時改定では合金価格ではなく、金、銀、パラジウムそれぞれの「素材価格」を調査しているために、市場価格と素材価格に乖離が生じている（合金価格の方が素材価格より高価になる）、（２）調査期間は実際に随時改定が行われる時期から遡った過去 6 カ月間（4 月改定であれば、前年の 7 月から 12 月）または、随時改定が行われていなければ 1 年間（4 月改定であれば、前年の 1 月から 12 月）が調査対象期間となるために実際の市場価格との乖離がさらに生じている、ことである。

現在の金銀パラジウム合金の市場価格と現行告示価格との隔たりは顕著で、福岡県歯科保険医協会の試算では約 37%上昇しており、医療機関の負担は限界に達している。

現在も止まるところを知らない金銀パラジウム合金の市場価格と現行の金銀パラジウム合金告示価格とが乖離しないよう緊急対応を求めたい。